

ロシア連邦法 国際商事仲裁について

(2021年12月30日付改正版)

本法は下記により改正された。

2008年12月3日付連邦法第250-FZ号(ロシア新聞, N 251, 09.12.2008)(発効手順は2008年12月3日付連邦法第250-FZ号の第21条を参照のこと)

2015年12月29日付連邦法第409-FZ号(法律情報公式インターネットポータルサイト www.pravo.gov.ru、2015年12月29日、第0001201512290087号)(2016年9月1日に発効した)

2018年12月25日付連邦法第485-FZ号(法律情報公式インターネットポータルサイト www.pravo.gov.ru、2018年12月25日、第0001201812250104号)

2021年12月30日付連邦法第470-FZ号(法律情報公式インターネットポータルサイト www.pravo.gov.ru、2021年12月30日、第0001202112300181号)(発効手順は2021年12月30日付連邦法第470-FZの第8条を参照のこと)

本法律は、

- 国際貿易の分野で発生する紛争を含めて広く採用されている紛争解決方法である仲裁(第三者審理)の重要性を認めること、また仲裁の問題を法的手続きに従い総合的かつ画一的に解決する必要性を認めることを根拠としている。
- ロシア連邦の国際条約に記されている、また国連国際商取引法委員会 UNCITRAL が1985年に採択し2006年版で改正された国際商事仲裁モデル法に記されている、仲裁に関する規定を考慮している。

第I章

総則

第1条 適用範囲

1. 本法は、仲裁地がロシア連邦領内にあるとき、国際商事仲裁に適用される。但し、第8条、第9条、第35条、第36条に定める規定は、仲裁地が国外にある場合にも適用される。

2. 国際商事仲裁を取り扱う常設仲裁機関のロシア連邦領内での設立および活動、第三者裁判所の決定(仲裁裁定)に基づいたロシア連邦における法的に重要な目録の変更および裁判資料の保管、調停と仲裁の手続きの比率に関連した、また仲裁地がロシア連邦領内にある場合の国際商事仲裁の枠内における仲裁人および常設仲裁機関の責任ならびに仲裁人(第三者裁判官)に関する要求事項に関連した本法で解決されない問題は、連邦法「ロシア連邦における仲裁(第三者審理)について」に従い調整

される。

3. 少なくとも一方の商業的企業が国外に所在するとき、または当事者の関係から生ずる義務のかなりの部分を履行しなくてはならない任意の場所、もしくは争点が最も密接に関係する場所が国外に所在するとき、貿易関係およびその他の国際経済関係を実施する際に民事法関係から発生する当事者の紛争は、またロシア連邦領内での外国投資もしくはロシアの国外投資の実施に絡んで発生した紛争は、当事者の合意に基づき国際商事仲裁に移行することができる。

4. 本条第3項において、

1) 当事者が1つ以上の商業的企業を持っているとき、仲裁合意に対する関係が最も大きいものが商業的企業と見なされる

2) 当事者が商業的企業を持たないとき、その定住地に注意が向けられる

5. ロシア連邦の国際条約および連邦法に規定のある場合に国際商事仲裁に移行することができるのは、ロシア連邦領内での外国投資またはロシアの国外投資の実施に絡んだ外国投資家が関係している本条で想定されていない紛争である。

6. 連邦法で個別カテゴリーの紛争の仲裁への移行に対する制限を設けることができる、または紛争の仲裁への移行について定めることができるのは、本法に記されているのとは別の規定に基づいている場合に限られる。

第2条 用語の定義と解釈

本法において、

「仲裁」とは、これが常設仲裁機関(国際商事仲裁裁判所およびロシア連邦商工会議所付属海事仲裁委員会(本法の附則 I および II)を無制限で含む)で取り扱われているか否かに関係なく、第三者裁判所による紛争解決および第三者裁判所による決定のプロセス(第三者審理)を意味する。

「第三者裁判所」とは、単独仲裁人または仲裁人(第三者裁判官)団を意味する。

「裁判所」とは、国の司法制度の然るべき機関を意味する。

「管轄裁判所」とは、ロシア連邦訴訟法に基づき規定されたロシア連邦の裁判所を意味する。

- 第 28 条を除き、本法の任意の規定に、当事者が特定の問題について決定を下すことができると定められているとき、当事者は常設仲裁機関を含めた任意の第三者にこの決定を下すよう依頼することができる。
- 本法の任意の規定で当事者が合意した、もしくは合意することができると言及されているとき、またはあらゆる別の形式で当事者の合意に言及されているとき、この合意はこの合意で指定されたあらゆる仲裁規則を含む。
- 第 25 条の第 1 段落および第 32 条の第 2 項を除き、本法の任意の規定で訴訟に言及されているとき、この規定は反訴にも適用され、また規定で異議申し立てに言及されているとき、この規定はこうした反訴に対する異議申し立てに適用される。

第 3 条 通知書の受領

1. 当事者間に別段の合意がない限り、

- あらゆる通知書は、これが名宛人の定住地または郵便住所に宛てて、名宛人またはその商業的企業に直接届けられたとき、受領されたものと見なされる。これらを理性的な情報蒐集の方法で特定できないとき、通知書は、これが判明している最後の商業的企業の所在地、名宛人の定住地、または郵便住所に宛てて、書留郵便またはこうした通知の配達試行の登録を見込んだあらゆる別の方法で送付されたとき、受領されたものと見なされる。
- 通知は配達日(配達試行の登録日)に受領されたものと見なされる。

2. 本条の規定は、裁判進行過程における通知には適用されない。

第 4 条 異議申し立てをすする権利の放棄

当事者が従わない可能性のある本法の任意の規定について、または仲裁合意で定められた任意の要求事項が遵守されなかったことについて知っている当事者が、それでも不当な遅延なくこうした非遵守に対して異議申し立てをせず、仲裁審理に参加し続けており、このために任意の期限が定められているとき、この期限内にこの当事者は異議申し立てする自らの権利を放棄したものと見なされる。

第 5 条 裁判所の介入範囲

本法に定める事項について、いかなる裁判所の加入もあってはならない。但し、これが本法に定められている場合を除く。

第 6 条 仲裁に対する管理および支援といった特定の職務を遂行するための機関

第 11 条の第 3 項および第 4 項、第 13 条の第 3 項、第 14 条、第 16 条の第 3 項、第 34 条の第 2 項で示された職務は、本法に定められた場合を除き、管轄裁判所が遂行する。

第 II 章

仲裁合意

第 7 条 仲裁合意の定義、形式、解釈

1. 仲裁合意とは、任意の具体的な法律関係またはその一部に関連して、かかる法律関係が契約としての性質を有していたか否かに関係なく、当該者間で発生したまたは発生しうる全部または特定の紛争を仲裁に移行することに関する当事者の合意である。仲裁合意は、契約書に仲裁条項の形で、または個別協定の形で締結することができる。

2. 仲裁合意は書面で締結される。

3. 本条の第 2 項に定められた規定は、後で使用できるように仲裁合意が、そこに記載された情報の記録を確保できる、または当該情報へのアクセシビリティを確保できる形で締結されたとき、遵守されたものと見なされる。

4. 仲裁合意は、そこに記載された情報が今後の使用のためにアクセス可能であり、電子通信を用いた文書交換により締結された契約について定められた法律の要求事項に従って仲裁合意が締結されているとき、電子メッセージ形式による書面で締結されたものと見なされる。

5. 仲裁合意は、一方の当事者が合意の存在について表明し、他方の当事者がこれに異議を唱えない、訴えの交換および訴えに対する応訴の方法でこれが締結されるとき、書面で締結されたものと見なされる。

6. 仲裁条項が記された文書に関する契約書での言及は、この言及から当該条項を契約の一部と見なせることを条件に、書面で締結された仲裁合意とされる。

7. 仲裁合意は、ロシア連邦法に従い登録された組織的取引規則または清算規則にこれを含める方法で締結することができる。このような仲裁合意は、組織的取引の参加者、組織的取引規則に従い組織的取引で締結された契約の当事者、または清算参加者の仲裁合意である。

8. 紛争審理のために連邦法「ロシア連邦における仲裁(第三者審理)について」に従い企業紛争審理規則が適用される、ロシア連邦で設立された法人の関係者および法人そのものの全部または一部の企業紛争を仲裁に移行することに関する仲裁合意は、これを法人の定款に含める方法で締結することができる。このような仲裁合意を含む定款は、またこのような仲裁合意とその変更を定める定款の変更は、ロシア連邦法に別段の手順が定められている場合を除き、法人の最高経営陣(関係者会議)によって当

該法人の全関係者による満場一致をもって採用される。本項に定める手順で締結された仲裁合意は、他者が関係している法人関係者および法人そのもの紛争にも適用されるが、これは当該仲裁合意が当人にとって強制力のあるものであると、この他者が自らの意思を直接表明した場合に限られる。仲裁合意は、議決権株式を所有する株主数が 1000 人以上の株式会社の定款に、また公共株式会社の定款に、これを含む方法では締結することができない。但し、国際企業の定款が外国の法的基準を、また外国の取引所の規則を国際企業に適用することを想定している場合は、この国際企業の定款を例外とする。

9. 仲裁合意を解釈するとき、あらゆる疑義はその有効性と実現可能性に即して解釈されなくてはならない。

10. 当事者間に別段の合意がない限り、契約からまたは契約に関連して発生する紛争に関する仲裁合意は、当該契約の履行、変更または解除を目的とする、第三者合意の当事者間のあらゆる取引に適用される。

11. 仲裁合意を締結した債務担当者が交代したとき、仲裁合意は当初の債権者に対するように新しい債権者に対しても、同じく当初の債務者に対するように新しい債務者に対しても有効である。

12. 契約に含まれる仲裁合意は、仲裁合意そのものから別段の解釈がなされない場合、無効または未締結と認められた契約に基づき当事者によって履行されたものの返済に関連したものを含め、当該契約の締結、その発効、変更、解除、有効性に関連したあらゆる紛争にも適用される。

13. 仲裁合意で言及されている仲裁規則は、仲裁合意の不可分の一部として見なされる。本法に従い当事者の直接合意としてのみ定義しうる条件は、これが仲裁規則に含まれるが、これに対する当事者の直接合意がないとき、仲裁合意の不可分の一部として見なされない。

第 8 条 仲裁合意と裁判所における紛争の本質に即した訴訟の提起

1. 仲裁合意の対象である問題に関する訴訟の提起を受けた裁判所は、何れかの当事者が紛争の本質について自らの最初の申し立てを行う前にこれを求めたとき、この合意が無効である、失効した、または履行不可能であると認められなければ、手続を停止し、当事者を仲裁に付託しなくてはならない。

2. 本条の第 1 項に記された訴訟が提起されたとき、裁判管轄に関する論争が裁判での解決を待っている間に、仲裁審理をそれでも開始し、または継続し、仲裁裁定を下すことができる。

第 9 条 仲裁合意と裁判所の暫定措置

訴訟措置を講ずるよう当事者が仲裁審理の前または最中に裁判所に訴え、こうした措置を講ずる裁定を裁判所が下すことは、仲裁合意と両立するものではない。

第 III 章

第三者裁判所の構成

第 10 条 仲裁人の数

1. 当事者は自らの裁量により仲裁人の数を定めることができるが、法律に別段の定めがない限り、このとき仲裁人の数は奇数でなくてはならない。

2. 当事者がこの数を決めないとき、3 名の仲裁人が任命される。

第 11 条 仲裁人の任命

1. 当事者間に別段の合意がない限り、何人たりともその国籍を理由に仲裁人としての職務を果たす権利を奪われることがあってはならない。当事者は、資格要件など仲裁人に提示される追加の要件について、または 1 名もしくは複数名の具体的な仲裁人による紛争解決について合意することができる。

2. 当事者は、本条の第 4 項および第 5 項の規定を遵守することを条件に、自らの裁量により 1 名もしくは複数名の仲裁人を選定(任命)する手続きを調整することができる。

3. 本条の第 2 項に定める調整がないとき、

1) 仲裁人が 3 名いる仲裁では、各当事者が 1 人の仲裁人を任命し、これにより任命された 2 人の仲裁人が 3 人目の仲裁人を任命する。当事者が他方の当事者からこれに関する依頼を受けてから 30 日以内に仲裁人を任命しないとき、または 2 人の仲裁人が任命から 30 日以内に 3 人目の仲裁人の任命について合意しないとき、任意の当事者の届け出に従い任命は管轄裁判所によって行われる。

2) 仲裁人が 1 名しかいない仲裁では、当事者が仲裁人の選定について合意に至らないとき、任意の当事者の依頼に基づき任命は管轄裁判所によって行われる。

4. 当事者間で合意された仲裁人の選定(任命)手続において以下の場合、かかる選定(任命)手続に関する合意が別の任命方法を想定していないことを条件に、任意の当事者は当事者間で合意された仲裁人の選定(任命)手続を考慮して必要な措置を講ずるよう管轄裁判所に依頼することができる。

- 一方の当事者がこの手続を遵守しない、または
- 当事者間でもしくは 2 人の仲裁人がこの手続に従い合意に至ることができない、または

- 常設仲裁機関を含めた第三者が、この手続きに従い委任された何らかの職務を遂行しない

5. 常設仲裁機関による仲裁の管理を仲裁合意で定めている当事者は、自らの直接合意により、裁判でこの問題を解決する可能性を排除することができる(本条第4項の第2段落～第4段落に記されたケースで、当事者が自らの直接合意によりこの可能性を排除したとき、仲裁は打ち切れ、紛争は管轄裁判所の解決に移される可能性がある)。

6. 仲裁人を任命するにあたって管轄裁判所は、当事者の合意により仲裁人に提示されているあらゆる要件を、また独立し公正な仲裁人の任命に繋がる判断を考慮する。

第12条 仲裁人忌避の根拠

1. 任意の者を仲裁人として任命する可能性に関連して当人に呼びかけるとき、当該者は当人の公正性または独立性に合理的な疑いを抱かせる可能性がある、あらゆる状況について書面で伝えなくてはならない。仲裁人は当人が任命された時点から全ての仲裁の期間において、あらゆるこうした状況の発生について、これまで当人がこうした状況について当事者に通知していなかった場合、遅滞なく彼らに伝えなくてはならない。

2. 仲裁人の忌避を申し立てることができるのは、その公正性または独立性に合理的な疑いを抱かせる状況が存在する、または当該者が当事者の合意または法律によって提示される要件を満たしていない場合に限られる。当事者は、任命後に判明した理由さえあれば、当事者が任命した、または任命に当事者が加わった仲裁人の忌避を申し立てることができる。

第13条 仲裁人忌避の手続き

1. 当事者は、本条第3項の規定を遵守することを条件に、自らの裁量により仲裁人忌避の手続きについて合意することができる。

2. こうした合意がないとき、仲裁人忌避を申し立てる意思がある当事者は、第三者裁判所の設置について、または第12条第2項に示す任意の状況について知ってから15日以内に、忌避の動機を第三者裁判所に書面で伝える必要がある。忌避を申し立てられた仲裁人が辞退しないとき、または他方の当事者が忌避に同意しないとき、忌避に関する問題は第三者裁判所によって解決される。

3. 当事者間で合意された任意の手続き、または本条の第2項に定める手続きを適用し、仲裁人の忌避に関する申し立てが認められなかったとき、忌避を申し立てている当事者は、忌避却下の決定に関する通知を受け取った日から1ヶ月以内に、忌避の承認に関する申し立てを管轄裁判所に提出することができる。常設仲裁機関による仲裁の管理を仲裁合意で定めている当事者は、自らの直接合意により、裁判でこの問題を解決する可能性を排除することができる。こうした申し立ての裁判所への提出は、

それ自体として、忌避を申し立てられた仲裁人を含めた第三者裁判所が仲裁を続け、仲裁裁定を下すのを妨げるものではない。

第 14 条 仲裁人の権限の消滅

1. 仲裁人が法制的もしくは実質的に紛争の審理に参加できない、または不当に長期間にわたり紛争の審理に参加していないことが判明した場合、当該者の権限は、仲裁人が辞退する、もしくは当事者がこの権限の消滅について合意することを条件に消滅する。これらの何れかの根拠に基づき、仲裁人が辞退せず、当事者が仲裁人の権限消滅について合意しないとき、何れの当事者も仲裁人の権限消滅に関する問題を解決するよう管轄裁判所に申し立てることができる。常設仲裁機関による仲裁の管理を仲裁合意で定めている当事者は、自らの直接合意により、この可能性を排除すること、または仲裁人の権限消滅および交代に関する異なる手順について合意することができる。

2. 本条または第 13 条第 2 項に基づいた、仲裁人の辞退またはその権限の消滅に関する当事者の合意は、本条または第 12 条第 2 項に記載された任意の根拠を認めるものではない。

第 15 条 仲裁人の交代

第 13 条もしくは第 14 条に基づき、またはその他の任意の理由による本人の辞退に伴い、または当事者の合意によるその権限の取り消しに伴い、仲裁人の権限が消滅するとき、また当該者の権限が消滅するその他のあらゆるケースにおいて、交代させられる仲裁人の任命に適用されていた規則に従い、別の仲裁人が任命される。

第 IV 章

第三者裁判所の管轄

第 16 条 自らの管轄について決定を下す第三者裁判所の権利

1. 第三者裁判所は、仲裁合意の存在または有効性に対するあらゆる異議申し立てに関するものを含め、自らの管轄について自ら決定を下すことができる。契約の一部である仲裁条項は、他の契約条件に依存しない合意として解釈されなくてはならない。契約が無効であるとする仲裁裁定は、それ自体として仲裁合意を無効にするものではない。

2. 仲裁の然るべき当事者は、紛争の本質について最初の申し立てを行う前に、管轄権が第三者裁判所にないとする申し立てを行うことができる。当事者による仲裁人の選定(任命)または仲裁人の選定(任命)への参加は、こうした申し立てを行う権利を当事者から奪うものではない。第三者裁判所が自らの管轄の範囲を超えているという申し立ては、当事者が当該範囲を超えていると考える問題が仲裁の過程で提起されたらすぐに行われなくてはならない。何れのケースにおいても第三者裁判所は、これが

遅延を正当なものと判断する場合、遅れて行われた申し立てを受理することができる。

3. 第三者裁判所は、本条第2項に示した申し立てにつき、または予備的な問題につき、または紛争の本質に関する解決において、決定を下すことができる。第三者裁判所が予備的な問題について自ら管轄権を有していると決定したとき、何れの当事者も、この決定に関する通知を受け取った日から1ヶ月以内に、管轄権が第三者裁判所にないという決定を下すよう管轄裁判所に申し立てを提出することができる。常設仲裁機関による仲裁の管理を仲裁合意で定めている当事者は、自らの直接合意により、この可能性を排除することができる。管轄権が第三者裁判所にないという決定を求める申し立ての裁判所への提出は、それ自体として、第三者裁判所が仲裁を続け、仲裁裁定を下すのを妨げるものではない。

第17条 暫定措置を講じるよう命ずる第三者裁判所の権限

1. 当事者間に別段の合意がない限り、第三者裁判所は任意の当事者の申し立てに基づき、当該裁判所が必要と見なす暫定措置を何れかの当事者が講ずるよう命ずることができる。第三者裁判所は、当該措置に関連して適切な確保を図るよう任意の当事者に求めることができる。暫定措置を講ずることに関する第三者裁判所の決定およびその他の訴訟行為を、当事者は遵守しなくてはならない。

2. 第三者裁判所が設置されるまで、常設仲裁機関は当該機関が必要と見なす暫定措置を何れかの当事者が講ずるよう命ずることができると、当事者の合意により定めることもできる(仲裁規則への反致を含む)。このような暫定措置には、これが第三者裁判所によって講じられた場合と同様に、本条第1項が完全に適用される。

第V章

仲裁審理の実施

第18条 当事者に対する平等待遇

当事者への待遇は平等でなくてはならず、各当事者に自身の立場を述べるためのあらゆる可能性が提供されなくてはならない。

第19条 手続規則の特定

1. 本法および連邦法「ロシア連邦における仲裁(第三者審理)について」(国際商事仲裁への適用部分)の規定を遵守することを条件に、当事者は自らの裁量により第三者裁判所による仲裁手続について合意することができる。

2. このような合意がないとき、第三者裁判所は本法の規定を遵守して、あらゆる証拠の能力、関連性、有意性の判断に関するものを含め、自ら適切と考えるやり方で仲裁を行うことができる。

第 20 条 仲裁地

1. 当事者は自らの裁量により、仲裁地について、または仲裁地を定める手順について合意することができる(仲裁規則への反致を含む)。こうした合意がないとき、仲裁地は当事者の都合を含めた諸状況を考慮した第三者裁判所によって定められる。

2. 本条第 1 項の規定にもかかわらず、第三者裁判所は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁人との打ち合わせ、口頭審理における証人、鑑定家、当事者の審問に、または物品、その他の財産、もしくは書類の検査に適切であると当該裁判所が考える別の場所に集まることができる。

第 21 条 仲裁の開始

当事者間に別段の合意がない限り、具体的な紛争に関する仲裁は、被告人が訴状を受け取った日に開始されたものと見なされる。

第 22 条 言語

1. 当事者は自らの裁量により、仲裁審理の過程で使用される単数または複数の言語について合意することができる。こうした合意がないときは第三者裁判所が、審理で使用されるべき単数または複数の言語を定める。この種の合意または特定は、これについて別段の合意がない限り、当事者のあらゆる申立書、あらゆる審問、あらゆる仲裁裁定、第三者裁判所の決定またはその他の連絡に関係する。

2. 第三者裁判所は、当事者間で合意された、または第三者裁判所が定めた、単数または複数の言語への翻訳を、あらゆる証拠書類に添付するよう命ずることができる。

第 23 条 訴状と抗弁

1. 必要な申し立て内容について当事者間に別段の合意がない限り、当事者間で合意された、または第三者裁判所が定めた期日以内に、原告はその訴えを裏付ける状況、係争物、請求認容に関する申し立てを行わなければならない、被告はこれらの項目に対する異議を申し立てなければならない。当事者は、自ら申し立てる代わりに、当該者が本件に関係があると見なす全ての書類を提出する、または後で提出する書類もしくはその他の証拠に言及することができる。

2. 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁審理の過程で何れの当事者も自らの訴えまたは抗弁を変更または追加することができる。但し、第三者裁判所が遅延状況を考慮して、こうした変更を許すことを非合理的と見なさないことを条件とする。

第 24 条 審問と書類審理

1. 当事者間のその他のあらゆる合意を遵守することを条件に第三者裁判所は、証拠の提示もしくは口頭弁論のために口頭審理を実施するか否か、または書類およびその他の資料にのみ基づいて審理を行うかについて決定をくだす。しかし当事者が口頭審理を行わないことで合意している場合を除き、第三者裁判所は何れかの当事者から求められれば、仲裁審理の適切な段階で口頭審理を実施しなくてはならない。

2. 物品、その他の資産または書類の検査を目的に実施される第三者裁判所のあらゆる開廷、あらゆる審問に関する通知は、当事者に十分に前もって発送されなくてはならない。

3. 一方の当事者から第三者裁判所に提出される全ての申し立て、書類またはその他の情報は、他方の当事者に引き渡されなくてはならない。第三者裁判所が判決を下す際に根拠としうる、証拠価値のあるあらゆる鑑定書またはその他の書類は、当事者に引き渡されなくてはならない。

第 25 条 書類の未提出または当事者の欠席

当事者間に別段の合意がない限り、正当な理由を示さずに、

- 原告が第 23 条第 1 項に基づき求められる自らの訴状を提出しないとき、第三者裁判所は審理を打ち切る
- 被告が第 23 条第 1 項に基づき求められる自らの抗弁を提出しないとき、第三者裁判所はこうした未提出がそれ自体として原告の主張を認めるものと見なすことなく審理を継続する
- 任意の当事者が審問に現れない、または証拠書類を提出しないとき、第三者裁判所は審理を継続し、手持ちの証拠に基づき判決を下すことができる

第 26 条 第三者裁判所が任命した鑑定家

1. 当事者間に別段の合意がない限り、第三者裁判所は、

- 第三者裁判所が判断する具体的な問題について報告書の提出を受けるため、1 名または複数名の鑑定家を任命することができる
- 本件に関係するあらゆる情報を鑑定家に提出するよう、または本件に関係する書類、物品もしくはその他の財産を検査のために提示もしくは彼らが検査できるようにするよう、当事者に要求することができる

2. 当事者間に別段の合意がない限り、鑑定家は、当事者がこれを求めるとき、または第三者裁判所がこれを必要と見なすとき、口頭もしくは書面による自らの見解を提出した後、審問に出席しなくてはな

らず、ここで鑑定家に質問する機会、そして係争物に関する証言のため専門家を紹介する機会が、当事者に与えられる。

第 27 条 証拠の入手における裁判所の協力

第三者裁判所は常設仲裁機関が取り扱う審理の枠内で、または当事者はこの第三者裁判所の同意を得て、管轄裁判所に証拠入手への協力を要請することができる。管轄裁判所は、ロシア連邦訴訟法に定める手順に従い、この要請に応じることができる。

第 VI 章 仲裁判断と審理の中止

第 28 条 紛争の本質に適用される基準

1. 第三者裁判所は、紛争の本質に適用されるものとして当事者が選んだ法的基準に従い紛争を解決する。任意の国の法律または法制度のあらゆる指定は、当該国の実体法の抵触規定ではなく、実体法に直接反致されるものとして解釈されなくてはならない。
2. 当事者の何らかの指定がないとき、第三者裁判所は、当該裁判所が適用できると考える抵触規定に基づき判断される法律を適用する。
3. 何れの場合も第三者裁判所は、当該取引に適用される商慣習を考慮し、契約の条件に基づき決定を下す。

第 29 条 仲裁人団による決定

仲裁人団が実施する仲裁審理では、第三者裁判所のあらゆる決定は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁人の大多数によって下されねばならない。但し手続きの問題は、第三者裁判所長である仲裁人が、当事者または他の全ての仲裁人からこの権限を与えられたとき、解決することができる。

第 30 条 和解

1. 仲裁審理の過程で当事者が紛争を解決するとき、第三者裁判所は審理を中止し、当事者の求めに応じて、裁判所側に異議がなければ、この解決を合意条件での仲裁裁定として記録する。
2. 合意条件での仲裁裁定は第 31 条の規定に従い行われなくてはならず、これが仲裁裁定であると記載されなくてはならない。このような仲裁裁定は、紛争の本質に即した他のあらゆる仲裁裁定と同じ効力を持ち、同様に履行されなくてはならない。

第 31 条 仲裁裁定の内容と形式

1. 仲裁裁定は書面で行われ、単独または複数の仲裁人によって署名されなくてはならない。仲裁人団が実施する仲裁審理では、他の署名がない理由を記すことを条件に、第三者裁判所の成員の大部分の署名があれば十分である。
2. 仲裁裁定には、その根拠となった動機、訴訟の認容または却下に関する結論、仲裁手数料と訴訟費用、その当事者間の配分が記されなくてはならない。
3. 仲裁裁定には、その日付と仲裁地、これが第 20 条第 1 項に従い定められた経緯が、記されなくてはならない。仲裁裁定は当該地で下されたものと見なされる。
4. 仲裁裁定が下された後、本条第 1 項に従い仲裁人がこれに署名したものが、各当事者に引き渡されなくてはならない。

第 32 条 仲裁審理の中止

1. 仲裁は、本条第 2 項に従い下された第三者裁判所の決定または命令によって中止され、また第 11 条の第 3 項および第 4 項に定める場合に自動的に中止される。
2. 以下のとき、第三者裁判所は仲裁審理を中止する決定を下す。
 - 被告が審理の中止に対して異議を申し立てず、第三者裁判所が最終的な紛争解決で被告の正当な利益を認めないのなら、原告が自らの要求を撤回するというとき
 - 審理の中止について当事者間で合意が得られるとき
 - 審理の継続が何らかの理由により不要または不可能になったことに、第三者裁判所が気づいたとき
3. 第三者裁判所の命令は仲裁審理の中止と同時に取り消されるが、第 33 条および第 34 条第 4 項の規定は損なわれない。
4. 仲裁中止に関する決定が下された後、第 31 条第 1 項に従い仲裁人がこれに署名したものが、各当事者に引き渡されなくてはならない。

第 33 条 裁定の修正と注釈、追加裁定

1. 当事者間で別段の期限が定められていない限り、仲裁裁定が得られてから 30 日以内に、

- 何れの当事者も、これについて他の当事者に伝えた上で、裁定で生じたあらゆる計算間違い、誤記、誤植、または同様な性格のその他の間違いを修正するよう、第三者裁判所に依頼することができる。
- 当事者間に然るべき合意があるとき、何れの当事者も、これについて他の当事者に伝えた上で、裁定における任意の具体的な項目または部分に注釈を加えるよう、第三者裁判所に依頼することができる。

第三者裁判所は依頼を正当なものを見なしたとき、これを受理してから 30 日以内に然るべき修正を加えるか、もしくは注釈を加えなくてはならない。このような注釈は仲裁裁定の不可分の一分となる。

2. 第三者裁判所は、仲裁裁定の日から 30 日以内に、自らの裁量により、本条第 1 項の第 2 段落に記されたあらゆる間違いを修正することができる。

3. 当事者間に別段の合意がない限り、何れの当事者も、これについて他の当事者に伝えた上で、仲裁裁定を得てから 30 日以内に、仲裁審理の過程で提示されたが裁定に反映されなかった要求に対する追加裁定を下すよう、第三者裁判所に依頼することができる。第三者裁判所は依頼を正当なものを見なしたとき、これを受理してから 60 日以内に追加の仲裁裁定を下さなければならない。

4. 第三者裁判所は必要な場合、本条の第 1 項および第 3 項に従い当該裁判所が間違いを修正すべき、注釈を加えるべき、または追加の仲裁裁定を下すべき期限を延長することができる。

5. 第 34 条に定める手順に従い仲裁裁定の破棄申し立てを審査している管轄裁判所が、第三者裁判所が仲裁審理を再開して仲裁裁定破棄の根拠を取り除くため、破棄手続を停止するとき、第三者裁判所は破棄手続の停止期間中に提出された任意の当事者の申し立てに基づき第三者審理を再開することができる。

6. 第 31 条の規定は、仲裁裁定の修正もしくは説明に対して、または追加の仲裁裁定、また本条第 5 項に定める手順で下された仲裁裁定に対して、適用されなくてはならない。

第 VII 章

仲裁裁定に対する異議申し立て

第 34 条 仲裁裁定に対する異議申し立ての例外的手段としての仲裁裁定の破棄申し立て

1. 仲裁裁定の裁判所における異議申し立ては、本条の第 2 項および第 3 項に従いその破棄申し立てを提出する方法によってのみ可能である。常設仲裁機関による仲裁の管理を定めている仲裁合意に

において、当事者は自らの直接合意により、仲裁裁定は最終的なものであると定めることができる。最終仲裁裁定は破棄されない。仲裁裁定が最終的なものであると仲裁合意に定められていないとき、このような裁定は、本条第 2 項に記された根拠に基づき、裁判で破棄することができる。このとき仲裁裁定の破棄申し立てを提出した当事者がこの根拠に言及しない場合であっても、こうした裁定は本条第 2 項の第 2 号に定める根拠に基づき破棄することができる。

2. 以下の場合、仲裁裁定は管轄裁判所によって破棄されることがある。

1) その破棄を申し立てた当事者が、以下の証拠を提出するとき。

- 第 7 条に記した仲裁合意の一方の当事者がある程度の無能力者だった、もしくは当事者が従った法律に基づき、こうした指定がないときはロシア連邦の法律に基づき、この合意が無効である。または
- 当事者が仲裁人の任命について、もしくは第三者裁判所の開廷地および時間を含めた仲裁審理について適切に通知されていなかった、もしくはその他の正当な理由により自らの弁明ができなかった。または
- 仲裁合意で想定されなかった、もしくはその条件に合致しない紛争について仲裁裁定が下された、または仲裁合意の範囲外の問題に関する決定が仲裁裁定に含まれている。もし仲裁合意の対象である問題に関する決定を、この合意の対象でないものと区分できるのであれば、仲裁合意の対象でない問題に関する決定が含まれている仲裁裁定の部分のみを破棄することができる。または
- 第三者裁判所の構成もしくは仲裁手続が当事者の合意もしくは連邦法に反していた。

2) 管轄裁判所が、以下のとおり判断するとき。

- 連邦法に従い、紛争の対象が仲裁審理の対象となりえない。または
- 仲裁裁定がロシア連邦の公序良俗に反している。

3. 仲裁裁定の破棄申し立ては、この申し立てを提出しようとしている当事者が異議のある裁定を受け取った日から、また第 33 条に基づき依頼が提出された場合は、第三者裁判所によってこの依頼に関する決定が下された日から、3 ヶ月を経過したら提出することができない。

4. 本条の第 1 項および第 2 項に定める根拠に基づき仲裁裁定の破棄申し立てを提出された裁判所は、これを適切なものと判断し、これについて一方の当事者が依頼するとき、第三者裁判所が仲裁を再

開できるよう、または第三者裁判所が仲裁裁定の破棄の根拠を取り除くことができる¹と考えるその他の行動に着手できるよう、この問題に関する手続を所定の期間において停止することができる。

第 VIII 章 仲裁裁定の承認と執行

第 35 条 仲裁裁定の承認と執行

1. 仲裁裁定はどこの国で下されたかに関係なく法的強制力があり、申立書が管轄裁判所に提出されたら、第 35 条および第 36 条の規定またロシア連邦訴訟法の規定を考慮して執行される。

2. 仲裁裁定を根拠とする、またはこれの執行を申し立てる当事者は、仲裁人の署名が入った仲裁裁定の適切に認証された写しを、また仲裁合意の締結を裏付ける書類を、提出しなければならない。仲裁裁定または合意が外国語で記述されているとき、当事者はこうした書類の適切に認証されたロシア語への翻訳を提出しなくてはならない。

3. 執行を求めない仲裁裁定がロシア連邦の域外で下されたとき、当該裁定を下された当事者は、ロシア連邦訴訟法に定める根拠および手続に従い、ロシア連邦における当該裁定の承認に対して異議を申し立てる権利を有する。

第 36 条 仲裁裁定の承認または執行を拒否するための根拠

1. 仲裁裁定の承認または執行は、これがどこの国で下されたかに関係なく、以下の何れかの場合に該当するとき、拒否することができる。

1) この対象となった当事者の依頼に基づき。但し、この当事者は以下の証拠を、承認または執行を求められている管轄裁判所に提出するものとする。

- 第 7 条に記された仲裁合意に基づき裁定が下され、その一方の当事者がある程度の無能者だった。または
- 当事者が従った法律に基づき、こうした指定がないときは裁定が下された国の法律に基づき、仲裁合意が無効である。または
- 裁定を下された当事者が、仲裁人の任命について、もしくは第三者裁判所の開廷地および時間を含めた仲裁審理について適切に通知されていなかった、もしくはその他の正当な理由により自らの弁明ができなかった。または
- 仲裁合意で想定されなかった、もしくはその条件に合致しない紛争について裁定が下された、または仲裁合意の範囲外の問題に関する決定が裁定に含まれている。もし仲裁合意の対象であ

る問題に関する決定を、この合意の対象でないものと区分できるのであれば、仲裁合意の対象である問題に関する決定が含まれている仲裁裁定の部分を承認および執行することができる。または

- 第三者裁判所の構成もしくは仲裁手続が当事者の合意もしくは第三者審理が行われた国の法律に反していた。または
- 外国で下された裁定が、第三者審理の当事者に対する法的強制力をまだ有していない、または破棄された、またはこれが下された、もしくはその法律が適用される国の監督当局によって執行停止された。

2) 管轄裁判所が、以下のとおり判断するとき。

- 連邦法に従い、紛争の対象が仲裁審理の対象となりえない。または
- 仲裁裁定の承認および執行がロシア連邦の公序良俗に反している

2. 本条第1項第1号の第7段落に記載の裁判所において、外国で下された仲裁裁定の破棄または執行停止が申し立てられたとき、仲裁裁定の承認または執行を求められている管轄裁判所は、これを適切なものと判断するとき、自らの決定を延期することができ、また仲裁裁定の承認または執行を求める当事者の申し立てに基づき、適切な確保を図るよう他の当事者に命じることができる。

3. 執行令状の発行による仲裁裁定の執行は、本条第1項第2号に定める根拠に基づき、裁定の対象となった当事者がこの根拠に言及しない場合であっても、拒否することができる。

ロシア連邦大統領
B.エリツィン

モスクワ、ロシア最高会議ビル

1993年7月7日

N 5338-1

ロシア連邦法「国際商事仲裁について」の附則1

ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所に関する規定

1. ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所(以下「国際商事仲裁裁判所」という)は、本法に従い国際商事仲裁を取り扱う独立した常設仲裁機関である。国際商事仲裁裁判所は、連邦法「ロシア連

邦における仲裁(第三者審理)について」に基づき、その所定の手続きに従い、第三者審理を取り扱うこともできる。

2. ロシア連邦商工会議所は、国際商事仲裁裁判所の仲裁規定(規則)(または様々な種類の第三者審理およびその手続きに関する個別規定(規則))、仲裁人名簿、仲裁手数料の計算方法、仲裁人の報酬額、国際商事仲裁裁判所のその他の支出を承認し、当該裁判所の活動にその他の支援を与え、ロシア連邦法に従い仲裁審理の当事者に対して当該裁判所の活動に責任を負う。

3. 紛争は国際商事仲裁裁判所において、ここで適用される仲裁規定(規則)または個別規定(規則)に基づき、解決される。このとき国際商事仲裁裁判所は仲裁を取り扱うが、直接的な紛争の解決は、適用される仲裁規定に従い任命された仲裁人または仲裁廷が管轄する。

4. 本法に従い国際商事仲裁裁判所に審理のため移管できるのは、以下の紛争である。

1) 貿易およびその他の国際経済関係の実施に伴い発生する契約関係およびその他の民事法関係による紛争、ならびに本法で国際商事仲裁裁判所への移管が定められているその他の紛争

2) 2016年9月1日までに締結された仲裁合意に従い、その締結時に有効だった本法に従い国際商事仲裁の手順による審理が可能だったあらゆる紛争

5. 紛争を国際商事仲裁裁判所の解決に移すことができる民事法関係には、商品の売買(納入)、業務の履行、サービスの提供、商品および(または)サービスの交換、貨物および乗客の輸送、通商代表部および集荷機関、賃貸借(リース)、知的活動の成果または識別手段に対する排他的権利の運用管理、工業施設およびその他の施設の建設、ライセンス取引、投資、信用・清算取引、保険、共同事業、その他の形式による工業および事業の連携に関する関係などが含まれる。

6. ロシア連邦の国際条約により国際商事仲裁裁判所の管轄に属する紛争は、当該裁判所で審理される。

7. 国際商事仲裁裁判所は 1932 年に設立されたソビエト連邦商工会議所付属仲裁裁判所の継承機関であり、ソビエト連邦商工会議所付属仲裁裁判所への紛争の移管に関する当事者間の合意に基づき紛争を解決することができる。

8. 国際商事仲裁裁判所は、連邦法「ロシア連邦における仲裁(第三者審理)について」第 52 条第 10 項に基づき常設仲裁機関の規則が承認および公布された時点から、ロシア連邦商工会議所付属スポーツ仲裁およびロシア連邦商工会議所付属経済紛争解決第三者裁判所の権利継承機関であり、具体的には、この常設第三者裁判所への紛争の移管に関する当事者間の合意に基づき紛争を解決することができる。

9. 国際商事仲裁裁判所における審理の結果として下された裁定は、決められた期限内に当事者によって履行される。裁定に履行期限が指定されていないとき、これを速やかに履行しなくてはならない。期限内に履行されなかった裁定は、ロシア連邦法およびロシア連邦の国際条約に基づき執行される。

10. 国際商事仲裁裁判所で審理すべき問題について、国際商事仲裁裁判所長は一方の当事者の依頼に基づき暫定措置を講ずるよう命ずることができる。

11. 国際商事仲裁に該当し、国際商事仲裁裁判所で審理すべき問題につき、本法の第 11 条第 3 項および第 4 項、第 13 条第 3 項、第 14 条に記載の職務は、ロシア連邦商工会議所長が履行する。

12. 国際商事仲裁裁判所はその所在地の外に支所を開設することができ、その活動はこの目的のために特別に設けられたロシア連邦商工会議所の支部(代表部)によって確保される。

ロシア連邦法「国際商事仲裁について」の附則 2

ロシア連邦商工会議所付属海事仲裁委員会に関する規定

1. ロシア連邦商工会議所付属海事仲裁委員会(以下「海事仲裁委員会」という)は、本法に従い、本規定の第 2 項および第 3 項に定める紛争の処理について自らの活動を行う独立した常設仲裁機関である。海事仲裁委員会は、連邦法「ロシア連邦における仲裁(第三者審理)について」に基づき、その所定の手続きに従い、第三者審理を取り扱うこともできる。ロシア連邦商工会議所は、海事仲裁委員会の仲裁規定(規則)(または様々な種類の第三者審理およびその手続きに関する個別規定(規則))、仲裁人名簿、仲裁手数料の計算方法、仲裁人の報酬額、海事仲裁委員会のその他の支出を承認し、当該委員会の活動にその他の支援を与え、ロシア連邦法に従い仲裁審理の当事者に対して当該委員会の活動に責任を負う。

2. 海事仲裁委員会は商船海運から発生する契約関係およびその他の民事法関係に起因する紛争を解決するものであり、このとき当該関係の当事者がロシア法および外国法の主体であるか、またはロシア法のみ、もしくは外国法のみ主体であるかは関係ない。ここでは特に以下の関係に起因する紛争を取り扱う。

- 1) 用船、海上貨物輸送、また混合(河川・海)航行による貨物輸送
- 2) 船舶およびその他の浮遊体の海上曳航
- 3) 海上保険および再保険
- 4) 海洋船およびその他の浮遊体の売買、担保、修理に関連したもの

5) 海洋船また内航船の水先案内、氷海水先案内、代理業務、その他のサービス。これは然るべき取引がこうした船舶の航海と関連しているため

6) 科学的調査、有用鉱物の採掘、水利事業、その他の事業を行うための船舶利用に関連したもの

7) 海洋船の救助、または海洋船による内航船の救助、また内航船による他の内航船の海域での救助

8) 沈没船の撤去に関連したもの

9) 海洋船同士、海洋船と内航船、海域での内航船同士の衝突に関連したもの、また船舶が港湾構造物、航路標識、その他の施設に与えた損傷に関連したもの

10) 漁網およびその他の水産資源捕獲(漁獲)手段に与えた損傷に関連したもの、また商業漁業で与えたその他の損傷に関連したもの

3. 海事仲裁委員会は、本条に記載のケースにおける海洋船および国際河川での内航船の航行に関連して発生する紛争、また内航船による国外輸送の実施に関連した紛争も解決する。

4. 海事仲裁委員会は、当該委員会の審理に移行するという合意が当事者間に存在する紛争、またロシア連邦の国際条約により当事者が当該委員会の解決に移さなくてはならない紛争の審理を受け入れる。

5. 海事仲裁委員会で審理すべき問題につき、海事仲裁委員会議長は、当事者の依頼に基づき、ロシアの港にある他方の当事者の船舶または貨物の差し押さえに関する決定を下すなど、請求の担保形態および規模を定めることができる。

6. 海事仲裁委員会での合議審理における仲裁人の数は、海事仲裁委員会の仲裁規定(規則)(または様々な種類の第三者審理およびその手続きに関する個別規定(規則))に従い、偶数であっても奇数であっても構わない。

7. 審理の結果として海事仲裁委員会によって下された裁定は、当事者により自発的に履行される。当事者により自発的に履行されなかった裁定は、ロシア連邦法およびロシア連邦の国際条約に基づき執行される。

8. 本規定の第 5 項に基づき提供された担保の実行手順は、海事仲裁委員会の裁定が発効した後、海事仲裁委員会議長によって定められる。

9. 海事仲裁委員会は 1930 年に設立されたソビエト連邦商工会議所付属海事仲裁委員会の権利継承機関であり、ソビエト連邦商工会議所付属海事仲裁委員会への紛争の移管に関する当事者間の合意に基づき紛争を解決することができる。

10. 本法に従い海事仲裁委員会で審理すべき問題につき、本法の第 11 条第 3 項および第 4 項、第 13 条第 3 項、第 14 条に記載の職務は、ロシア連邦商工会議所長が履行する。

11. 海事仲裁委員会はその所在地の外に支所を開設することができ、その活動はこの目的のために特別に設けられたロシア連邦商工会議所の支部(代表部)によって確保される。